



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

規則	2
大和高田市勤労青少年ホームの廃止に伴う関係規則の整理に関する規則（商工振興課）	2
大和高田市公有財産規則の一部を改正する規則（総務課）	2
大和高田市法定外公共物管理条例施行規則及び大和高田市道路占用規則の一部を改正する規則（土木管理課）	6
告示	6
指定納付受託者の指定（市民課）	6
令和7年度大和高田市一般会計補正予算（第4号）等の要領の公表（財政課）	7
放置自転車等の移動、保管（生活安全課）	14
公示送達（収納対策課）	15
引取りのない自転車等の処分（生活安全課）	15
放置自転車等の移動、保管（総務課）	15
大和高田市ブロック塀等撤去工事補助金交付要綱の一部を改正する告示（住宅課）	16
住民票の消除（市民課）	16
公示送達（税務課）	17
公告	17
陵91号線1号橋橋梁補修設計業務委託に関する条件付き一般競争入札（契約監理課）	17
高6枝南陽町地内管渠工事（52）に関する条件付き一般競争入札（契約監理課）	21
高6枝蔵之宮町地内管渠工事（51）に関する条件付き一般競争入札（契約監理課）	25
天89号線1号橋橋梁補修工事に関する条件付き一般競争入札（契約監理課）	29
陵116号線1号橋橋梁補修工事に関する条件付き一般競争入札（契約監理課）	33
高163号線1号橋側歩道橋橋梁補修工事に関する条件付き一般競争入札（契約監理課）	37
令和7年12月納品分学校給食用物資（青果物）納入に関する条件付き一般競争入札（教育総務課）	41
教育委員会	43
大和高田市教育委員会10月定例委員会の招集（教育総務課）	43
選挙管理委員会	43
大和高田市選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）	43
大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程及び大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示（選挙管理委員会）	44
大和高田市公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）	45
農業委員会	46
大和高田市農業委員会11月定例委員会の招集（農業委員会）	46

規 則**規則第41号**

大和高田市勤労青少年ホームの廃止に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和7年10月6日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市勤労青少年ホームの廃止に伴う関係規則の整理に関する規則

（大和高田市行政組織規則の一部改正）

第1条 大和高田市行政組織規則（平成20年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表中「勤労青少年ホーム」を削る。

第4条第1項中

- 「（10） 勤労青少年ホームに関すること。
（11） 中心市街地商業等活性化事業に関すること。
（12） 消費者支援対策に関すること。
（13） 国勢調査及び各種指定統計に関すること。
（14） 自主統計に関すること。
（15） 統計の普及に関すること。」を
「（10） 中心市街地商業等活性化事業に関すること。
（11） 消費者支援対策に関すること。
（12） 国勢調査及び各種指定統計に関すること。
（13） 自主統計に関すること。
（14） 統計の普及に関すること。」に改める。

第11条第2項中

- 「（10） 勤労青少年ホームに関すること。
（11） 中心市街地商業等活性化事業に関すること。
（12） 消費者支援対策に関すること。
（13） 課内の他の係長の補助に関すること。」を
「（10） 中心市街地商業等活性化事業に関すること。
（11） 消費者支援対策に関すること。
（12） 課内の他の係長の補助に関すること。」に改める。

第18条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

（大和高田市勤労青少年ホーム条例施行規則の廃止）

第2条 大和高田市勤労青少年ホーム条例施行規則（昭和51年規則第21号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

規則第42号

大和高田市公有財産規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年10月10日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市公有財産規則の一部を改正する規則

大和高田市公有財産規則の一部を改正する規則（昭和41年規則第14号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

申 請 者 住 所
氏 名（代表者）
電 話 番 号
メールアドレス

行政財産使用許可申請書

下記のとおり行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

- 1 使用しようとする財産
 - （1） 所 在（名称）
 - （2） 区 分
 - （3） 数 量
- 2 使用しようとする理由
- 3 利用計画（事業計画）
- 4 使用しようとする期間
- 5 その他参考となるべき事項

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

様

大和高田市長 印

行政財産使用許可書

年 月 日付けで申請のあった行政財産の使用については、地方自治法第238条の4第7項の規定により下記のとおり許可する。

記

1 使用しようとする財産

- （1） 所 在
- （2） 区 分
- （3） 数 量

2 使用理由

3 利用計画（事業計画）

4 使用期間

5 許可に当たり付す条件

6 その他参考事項

様式第3号中「
殿」を「大和高田市長 宛」に改め、「印」を削る。
様式第4号中「殿」を「様」に改め、「印」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の様式による書類は、この規則による改正後の様式による書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の様式による書類については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

規則第43号

大和高田市法定外公共物管理条例施行規則及び大和高田市道路占用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年10月10日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市法定外公共物管理条例施行規則及び大和高田市道路占用規則の一部を改正する規則

（大和高田市法定外公共物管理条例施行規則の一部改正）

第1条 大和高田市法定外公共物管理条例施行規則（平成16年規則第37号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第4号から様式第8号まで及び様式第10号中「印」を削る。

様式第11号中「氏 名
印」を「氏 名
」に改める。

（大和高田市道路占用規則の一部改正）

第2条 大和高田市道路占用規則（平成17年規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第4号から様式第11号までの規定中「印」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の大和高田市法定外公共物管理条例施行規則及び大和高田市道路占用規則の様式による書類については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

告示第112号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3に規定する指定納付受託者を指定した

ので、大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）第13条第2項の規定により告示する。

令和7年9月30日

大和高田市長 堀内 大造

1 指定納付受託者の名称及び所在地

名称	所在地
富士フイルムシステムサービス株式会社	東京都新宿区西新宿5-1-1

2 指定納付受託者に代理納付させる歳入の種類

郵送請求に係る住民票等証明書の発行手数料（法人請求オンラインサービスを利用して納付するものに限る。）

3 指定納付受託者に歳入を代理納付させる期間

令和7年10月1日から令和10年3月31日まで

告示第113号

令和7年9月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

令和7年10月2日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 令和7年度大和高田市一般会計補正予算（第4号）
- 2 令和7年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 3 令和7年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算（第1号）
- 4 令和7年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 5 令和7年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 6 令和7年度大和高田市休日診療所特別会計補正予算（第1号）

令和7年度大和高田市一般会計補正予算（第4号）

令和7年度大和高田市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,340,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		6,097,730	37,828	6,135,558
	2. 国庫補助金	838,862	37,828	876,690
19. 繰入金		562,540	4,553	567,093
	1. 基金繰入金	554,873	4,346	559,219
	2. 特別会計繰入金	7,397	207	7,604
20. 繰越金		0	10,319	10,319
	1. 繰越金	0	10,319	10,319
22. 市債		718,600	3,700	722,300
	1. 市債	718,600	3,700	722,300
補正されなかった科目に係る額		21,905,130	0	21,905,130
歳入合計		29,284,000	56,400	29,340,400

「第20款 繰越金」を新設する。

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		3,688,073	27,054	3,715,127
	1. 総務管理費	3,072,497	25,436	3,097,933
	6. 監査委員費	23,862	1,618	25,480
3. 民生費		14,254,817	22,603	14,277,420
	1. 社会福祉費	6,962,651	20,667	6,983,318
	3. 生活保護費	2,820,520	1,936	2,822,456
4. 衛生費		3,457,618	3,025	3,460,643
	2. 清掃費	2,134,192	3,025	2,137,217
9. 消防費		991,673	3,718	995,391
	1. 消防費	991,673	3,718	995,391
補正されなかった科目に係る額		6,891,819	0	6,891,819
歳出合計		29,284,000	56,400	29,340,400

第2表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
自動車借上（議会事務局）	令和8年度から 令和13年度まで	4,490千円
保育所給食調理業務（2ヶ所）	令和8年度から 令和10年度まで	91,000千円
こども園給食調理業務（2ヶ所）	令和8年度から 令和10年度まで	106,000千円

第3表 地方債補正

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
防災対策事業	千円 10,700	（借入方法） 普通貸借又は 証券発行の方 法による。	% 3.0 以内 （ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 場合につ いて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率）	政府資金に ついては、そ の融資条件に より、銀行そ 他の場合に はその債権者 と協定するも の による。 ただし、市 財政の都合に より据置期間 及び償還期間 を短縮し、又 は繰上償還も しくは低利に 借換えするこ とができる。	千円 14,400	（借入方法） 普通貸借又は 証券発行の方 法による。	% 3.0 以内 （ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 場合につ いて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率）	政府資金に ついては、そ の融資条件に より、銀行そ 他の場合に はその債権者 と協定するも の による。 ただし、市 財政の都合に より据置期間 及び償還期間 を短縮し、又 は繰上償還も しくは低利に 借換えするこ とができる。

令和7年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

令和7年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,167千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,366,167千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		0	7,452	7,452
	2. 国庫補助金	0	7,452	7,452
8. 財産収入		2,600	715	3,315
	1. 財産運用収入	2,600	715	3,315
補正されなかった科目に係る額		7,355,400	0	7,355,400
歳入合計		7,358,000	8,167	7,366,167

「第3款 国庫支出金」を新設する。

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		126,558	7,452	134,010
	1. 総務管理費	102,161	7,452	109,613
9. 基金積立金		2,600	715	3,315
	1. 基金積立金	2,600	715	3,315
補正されなかった科目に係る額		7,228,842	0	7,228,842
歳出合計		7,358,000	8,167	7,366,167

令和7年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算(第1号)

令和7年度大和高田市の国民健康保険天満診療所特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ210千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119,490千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金		14,052	△210	13,842
	1. 基金繰入金	13,575	△210	13,365
補正されなかった科目に係る額		105,648	0	105,648
歳入合計		119,700	△210	119,490

(歳出)

(単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		65,088	△210	64,878
	1. 施設管理費	64,849	△210	64,639
補正されなかった科目に係る額		54,612	0	54,612
歳出合計		119,700	△210	119,490

令和7年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

令和7年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72,460千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,386,060千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 財産収入		167	1,516	1,683
	1. 財産運用収入	167	1,516	1,683
8. 繰越金		0	54,745	54,745
	1. 繰越金	0	54,745	54,745
9. 諸収入		65,913	16,199	82,112
	3. 雑入	65,843	16,199	82,042
補正されなかった科目に係る額		7,247,520	0	7,247,520
歳入合計		7,313,600	72,460	7,386,060

「第8款 繰越金」を新設する。

(歳出)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
5. 基金積立金		361	10,496	10,857
	1. 基金積立金	361	10,496	10,857
7. 諸支出金		1,550	61,964	63,514
	1. 償還金及び還付加算金	1,550	61,757	63,307
	3. 繰出金	0	207	207
補正されなかった科目に係る額		7,311,689	0	7,311,689
歳出合計		7,313,600	72,460	7,386,060

第2表 債務負担行為補正

事項	期間	限度額
第10期介護保険事業計画策定委託	令和7年度から 令和8年度まで	5,929千円
自動車借上	令和8年度から 令和13年度まで	3,000千円

令和7年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,872千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,272,772千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰越金		0	2,523	2,523
	1. 繰越金	0	2,523	2,523

7. 国庫支出金		0	2,349	2,349
	2. 国庫補助金	0	2,349	2,349
補正されなかった科目に係る額		1,267,900	0	1,267,900
歳入合計		1,267,900	4,872	1,272,772

「第4款 繰越金」、「第7款 国庫支出金」を新設する。

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		37,887	2,349	40,236
	1. 総務管理費	33,500	2,349	35,849
2. 後期高齢者医療広域連合負担金		1,226,913	2,523	1,229,436
	1. 後期高齢者医療広域連合負担金	1,226,913	2,523	1,229,436
補正されなかった科目に係る額		3,100	0	3,100
歳出合計		1,267,900	4,872	1,272,772

令和7年度大和高田市休日診療所特別会計補正予算(第1号)

令和7年度大和高田市の休日診療所特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,803千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121,003千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 繰越金		0	8,803	8,803
	1. 繰越金	0	8,803	8,803
補正されなかった科目に係る額		112,200	0	112,200
歳入合計		112,200	8,803	121,003

「第9款 繰越金」を新設する。

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 基金積立金		196	8,803	8,999
	1. 基金積立金	196	8,803	8,999
補正されなかった科目に係る額		112,004	0	112,004
歳出合計		112,200	8,803	121,003

告示第114号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和7年10月3日

大和高田市長 堀内 大造

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
令和7年9月2日	2									
令和7年9月11日	2									
令和7年9月16日	1									
令和7年9月25日	2									
令和7年9月30日	1									

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	地 区	自転車	原動機付自転車
令和7年9月1日	大字有井233-13先路上	1	
令和7年9月10日	神楽2丁目12-14先路上	1	
令和7年9月10日	土庫2丁目3-35先路上	1	
令和7年9月18日	曙町16-4先路上	1	

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第115号

督促状を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は総務部収納対策課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和7年10月20日

大和高田市長 堀内 大造

1 この通知の発送年月日

督促状（令和7年度 固定資産税 第2期） 令和7年8月20日

督促状（令和7年度 国民健康保険税 第2期） 令和7年9月18日

督促状（令和7年度 市県民税 第2期） 令和7年9月19日

2 送達を受けるべき者

氏名（名称）	住所（所在地）
別紙省略（市役所前掲示場掲示済）	別紙省略（市役所前掲示場掲示済）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第116号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第6条の規定により告示します。

令和7年10月20日

大和高田市長 堀内 大造

1. 処分の根拠

保管の告示から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

令和8年1月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

令和7年7月1日から令和7年7月31日までの間

告示第117号

大和高田市庁舎管理規則（昭和40年規則第11号）第16条の3第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同規則第16条の3第3項の規定により告示します。

令和7年10月20日

大和高田市長 堀内 大造

1 移動理由

大和高田市役所駐輪場内に放置されていたため

2 移動年月日

移動年月日	大和高田市役所駐輪場	
	自転車	原動機付自転車
令和7年10月17日	6台	0台

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から3か月間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）をお持ちください。

7 連絡先

大和高田市役所 総務課 電話0745-22-1101代表

告示第118号

大和高田市ブロック塀等撤去工事補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年10月22日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市ブロック塀等撤去工事補助金交付要綱の一部を改正する告示

大和高田市ブロック塀等撤去工事補助金交付要綱（平成30年告示第110号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項に次の各号を加える。

（1） 補助対象経費の2分の1

（2） 市の技術職員の積算に基づき市長が別に定める設計金額の2分の1

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

告示第119号

大和高田市に住民登録をしている下記の者について、住民基本台帳法第34条第2項の規定による調査の結果、居住していないことを確認したため、同法第8条及び住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定により、住民票を令和7年10月27日付けで消除したので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年10月28日

大和高田市長 堀内 大造

記

住民票を削除した者の氏名等 省略（市役所前掲示場掲示済）

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大和高田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定に対する取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日から6月以内に大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、提起しなければなりません（なお、この決定の通知を受けた日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると、この決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合の決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。

告示第120号

令和6年度市民税・県民税納税通知書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、総務部税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和7年10月31日

大和高田市長 堀内 大造

1. 納税通知書の発送年月日
令和6年6月28日
2. この公示送達により変更する納期限
変更前 令和6年9月2日
変更後 令和7年12月1日
3. 送達を受けるべき者
省略（市役所前掲示場掲示済）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

公 告**公告第126号**

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規

定に基づき公告します。

なお、この業務は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和7年10月3日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務番号 高契第33号
- (2) 業務名 陵91号線1号橋橋梁補修設計業務委託
- (3) 履行場所 大和高田市 大字市場 地内
- (4) 履行期間 契約締結日から令和8年3月6日（金）まで
- (5) 業務内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 5,650,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 5,650,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 4,505,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木関係建設コンサルタント業務（鋼構造及びコンクリート部門）に登録している者であること。
- (2) 奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。
- (3) 令和2年4月1日以降において、官公庁等発注の橋梁補修設計業務を元請けで1件あたり500万円以上の履行実績を有する者であること。
- (4) 次に掲げるいずれかの資格を有する者を管理技術者（契約締結時点において継続して3か月以上の雇用関係にある者）として配置できる者であること。なお、(5)の照査技術者との兼務は認めない。
 - ① 技術士（「総合技術監理部門：建設－鋼構造及びコンクリート」）
 - ② 技術士（「建設部門：鋼構造及びコンクリート」）
 - ③ R C C M（鋼構造及びコンクリート）
 - ④ 大臣認定技術者（「鋼構造及びコンクリート部門」）
- (5) 次に掲げるいずれかの資格を有する者を照査技術者（契約締結時点において継続して3か月以上の雇用関係にある者）として配置できる者であること。なお、(4)の管理技術者との兼務は認めない。
 - ① 技術士（「総合技術監理部門：建設－鋼構造及びコンクリート」）
 - ② 技術士（「建設部門：鋼構造及びコンクリート」）
 - ③ R C C M（鋼構造及びコンクリート）
 - ④ 大臣認定技術者（「鋼構造及びコンクリート部門」）
- (6) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (8) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。

- （９）（６）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和7年10月3日（金） ～ 令和7年10月24日（金）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和7年10月3日（金） ～ 令和7年10月24日（金）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和7年10月20日（月） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （仕様等に影響する回答に関しては、入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和7年10月22日（水） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書の提出	令和7年10月10日（金） ～ 令和7年10月23日（木）	
開札の日時	令和7年10月24日（金） 午前10時	大和高田市役所 契約監理課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

※開札立会希望者がいた場合は、3階会議室1にて開札を行います。

4 入札書における金額の記載方法

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

5 入札の無効・失格

（１）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のＩＣカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（２）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

ア 事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

- (1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則として、再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除く。）に提出してください。受注者として適格でない場合は、第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続を行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のＩＣカードを使用してください。ＩＣカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続を進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は、以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

- (1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、6（5）のとおり、違約金を徴収し、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

- (2) 契約保証金について

免除します。

- (3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

- (4) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

- (1) 入札の方法、競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

- (2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-sistems.com)

公告第127号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和7年10月3日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 高契第34号
- (2) 工 事 名 高6枝南陽町地内管渠工事（52）
- (3) 工事場所 大和高田市 南陽町 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和8年2月27日（金）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 8,770,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 8,770,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 7,853,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。
- (2) 大和高田市格付け等級がD級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (8) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から竣工検査に合格するまで）者でないこと。
- (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和7年10月3日（金） ～ 令和7年10月28日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和7年10月3日（金） ～ 令和7年10月28日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0

入札説明書（仕様書）についての 質疑受付期限	令和7年10月22日（水） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて 受け付けます。（ホームページ掲 載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （仕様等に影響する回答に関 しては、入札情報公開シス テムに掲載いたします。）	令和7年10月24日（金） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi- cloud.fwd.ne.jp/ koukai/do/logon?name1=062006 40072006E0
入札書及び見積根拠資料（工 事内訳書）の提出	令和7年10月10日（金） ～ 令和7年10月27日（月）	※見積根拠資料（工事内訳書） を作成し、「内訳書」欄に添付し てください。
開札の日時	令和7年10月28日（火） 午前10時	大和高田市役所 契約監理課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

※開札立会希望者がいた場合は、3階会議室1にて開札を行います。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

（1）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則として、再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除く。）に提出してください。受注者として適格でない場合は、第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続を行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のＩＣカードを使用してください。ＩＣカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続を進めてください。
- (2) 電子ファイルの作成基準は、以下のとおりとします。
 - ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。
 - ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
 - ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
 - ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの
 - イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。
 - ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。
- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その

再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

（1）入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、6（5）のとおり、違約金を徴収し、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

（2）契約保証金について

免除します。

（3）前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

（4）部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

（5）電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

（1）入札の方法、競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL（0745）22-1101

FAX（0745）49-0053

（2）電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL（0570）021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-sistems.com)

公告第128号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和7年10月3日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

（1）工事番号 高契第35号

（2）工 事 名 高6枝蔵之宮町地内管渠工事（51）

- (3) 工事場所 大和高田市 蔵之宮町 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和8年3月19日（木）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 8,660,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 8,660,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 7,746,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。
- (2) 大和高田市格付け等級がD級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (8) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から竣工検査に合格するまで）者でないこと。
- (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和7年10月3日（金） ～ 令和7年10月28日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和7年10月3日（金） ～ 令和7年10月28日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和7年10月22日（水） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）

質疑の回答 (仕様等に影響する回答に関しては、入札情報公開システムに掲載いたします。)	令和7年10月24日（金） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和7年10月10日（金） ～ 令和7年10月27日（月）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和7年10月28日（火） 午前10時20分	大和高田市役所 契約監理課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

※開札立会希望者がいた場合は、3階会議室1にて開札を行います。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があつたと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

（1）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

（2）落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

（3）入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、

又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則として、再度競争入札に付すものとします。

- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除く。）に提出してください。受注者として適格でない場合は、第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続を行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続を進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は、以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

（１）入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、６（５）のとおり、違約金を徴収し、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

（２）契約保証金について

免除します。

（３）前金払について

大和高田市契約規則第４３条の規定に準じて支払うものとします。

（４）部分払について

大和高田市契約規則第４４条の規定に準じて支払うものとします。

（５）電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

１０ お問い合わせ先

（１）入札の方法、競争入札参加資格確認等に関すること。

〒６３５－８５１１ 奈良県大和高田市大字大中９８番地４

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL（０７４５）２２－１１０１

FAX（０７４５）４９－００５３

（２）電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL（０５７０）０２１－７７７

受付時間 平日午前９時から正午及び午後１時から午後５時３０分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)

公告第１２９号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項及び大和高田市契約規則（平成１１年規則第９号）第７条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和７年１０月３日

大和高田市長 堀内 大造

１ 競争入札に付する事項

（１）工事番号 高契第３６号

（２）工事名 天８９号線１号橋橋梁補修工事

（３）工事場所 大和高田市 吉井・根成柿 地内

（４）工事期間 契約締結日から令和８年２月２７日（金）まで

（５）工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり

- (6) 予定価格 2,863,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 2,863,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 2,522,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。
- (2) 大和高田市格付け等級がD級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (8) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から竣工検査に合格するまで）者でないこと。
- (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和7年10月3日（金） ～ 令和7年10月28日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和7年10月3日（金） ～ 令和7年10月28日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和7年10月22日（水） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （仕様等に影響する回答に関しては、入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和7年10月24日（金） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0

入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和7年10月10日（金） ～ 令和7年10月27日（月）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和7年10月28日（火） 午前10時40分	大和高田市役所 契約監理課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

※開札立会希望者がいた場合は、3階会議室1にて開札を行います。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

（1）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

（2）落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

（3）入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則として、再度競争入札に付すものとします。

（4）入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。

- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除く。）に提出してください。受注者として適格でない場合は、第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続を行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続を進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は、以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

- (1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、6（5）のとおり、違約金を徴収し、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

- (2) 契約保証金について
免除します。
- (3) 前金払について
大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
- (4) 部分払について
大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
- (5) 電子入札運用基準について
公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

- (1) 入札の方法、競争入札参加資格確認等に関すること。
〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4
大和高田市役所 総務部契約監理課
TEL (0745) 22-1101
FAX (0745) 49-0053
- (2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。
株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク
TEL (0570) 021-777
受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで
メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-sistems.com)

公告第130号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和7年10月3日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 高契第37号
- (2) 工 事 名 陵116号線1号橋橋梁補修工事
- (3) 工事場所 大和高田市 大字市場 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和8年3月19日（木）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおりに
- (6) 予定価格 7,457,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 7,457,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 6,556,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- （１）大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の塗装・防水工事に登録している者であること。
- （２）大和高田市内に本店を有する者であること。
- （３）地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。
- （４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- （５）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成２１年告示第８０号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- （６）（３）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成１５年告示第２５号）第２条第４号又は第５号に該当する者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和７年１０月３日（金） ～ 令和７年１０月２８日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和７年１０月３日（金） ～ 令和７年１０月２８日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和７年１０月２２日（水） 午後５時まで	質問のある者のみ、ＦＡＸにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （仕様等に影響する回答に関しては、入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和７年１０月２４日（金） 午後５時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和７年１０月１０日（金） ～ 令和７年１０月２７日（月）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和７年１０月２８日（火） 午後１時３０分	大和高田市役所 契約監理課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第３号）第１条第１項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前８時３０分から午後８時までです。

※開札立会希望者がいた場合は、３階会議室１にて開札を行います。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のＩＣカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

- （1）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- （2）落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- （3）入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則として、再度競争入札に付すものとします。
- （4）入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- （5）落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総

務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除く。）に提出してください。受注者として適格でない場合は、第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- （1）代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続を行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のＩＣカードを使用してください。ＩＣカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続を進めてください。

- （2）電子ファイルの作成基準は、以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- （3）電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

- （1）入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、6（5）のとおり、違約金を徴収し、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

- （2）契約保証金について

免除します。

- （3）前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

- （4）部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

- （5）電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

- (1) 入札の方法、競争入札参加資格確認等に関すること。
〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4
大和高田市役所 総務部契約監理課
TEL (0745) 22-1101
FAX (0745) 49-0053
- (2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。
株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク
TEL (0570) 021-777
受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで
メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-sistems.com)

公告第131号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和7年10月3日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 高契第38号
- (2) 工事名 高163号線1号橋側歩道橋橋梁補修工事
- (3) 工事場所 大和高田市 磯野町 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和8年3月19日（金）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 3,424,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 3,424,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 3,016,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の塗装・防水工事に登録している者であること。
- (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を

受けている者でないこと。

（６）（３）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和7年10月3日（金） ～ 令和7年10月28日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和7年10月3日（金） ～ 令和7年10月28日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和7年10月22日（水） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （仕様等に影響する回答に関しては、入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和7年10月24日（金） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和7年10月10日（金） ～ 令和7年10月27日（月）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和7年10月28日（火） 午後1時50分	大和高田市役所 契約監理課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

※開札立会希望者がいた場合は、3階会議室1にて開札を行います。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

（１）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のＩＣカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札

- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
 - カ その他市長の定める入札条件に違反した入札
- (2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。
- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
 - イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
 - ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
 - エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
 - オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

- (1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則として、再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除く。）に提出してください。受注者として適格でない場合は、第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続を行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカー

ドを使用してください。ＩＣカードの取得が間に合わない場合等は、１０（１）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続を進めてください。

（２）電子ファイルの作成基準は、以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

（３）電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

９ その他

（１）入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、６（５）のとおり、違約金を徴収し、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

（２）契約保証金について

免除します。

（３）前金払について

大和高田市契約規則第４３条の規定に準じて支払うものとしします。

（４）部分払について

大和高田市契約規則第４４条の規定に準じて支払うものとしします。

（５）電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

１０ お問い合わせ先

（１）入札の方法、競争入札参加資格確認等に関すること。

〒６３５－８５１１ 奈良県大和高田市大字大中９８番地４
大和高田市役所 総務部契約監理課
ＴＥＬ（０７４５）２２－１１０１
ＦＡＸ（０７４５）４９－００５３

（２）電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク
ＴＥＬ（０５７０）０２１－７７７
受付時間 平日午前９時から正午及び午後１時から午後５時３０分まで
メールアドレス (sys-e-cydeenasphep.rx@ml.hitachi-sistems.com)

公告第132号

入札公告

次のとおり条件付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和7年10月8日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	令和7年12月納品分学校給食用物資（青果物）納入
2 納入場所	大和高田市内8小学校及び3中学校 給食室
3 契約期間	令和7年12月1日から令和7年12月31日まで
4 履行内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	次に掲げる全ての要件を満たしていること。 （1）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 （2）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） （3）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置、その他国又は県による同様の措置を受けている者でないこと。 （4）（1）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 （1）様式については、大和高田市ホームページの「入札公告（学校給食用物資）」よりダウンロードしてください。 （2）必要書類は、次のとおりとします。 ① 一般競争入札参加資格確認申請書（本市指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（本市指定様式） ③ 履歴事項全部証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの） ④ 印鑑証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの） ⑤ 使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届（指定様式） ※⑤については、支店長、営業所長等に入札、契約等に関する権限を委任する場合は委任状兼使用印鑑届を使用してください。 ※③～⑤は、大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者については、提出の必要はありません。 （3）申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。 （4）受付期間 令和7年10月8日（水）から令和7年10月16日（木）まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

	(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時 までを除きます。 (6) 受付場所 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 2階 教育総務課
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 令和7年10月20日（月） (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、大和高田市ホームページ「入札公告（学校給食用物資）」に掲載の質疑応答票により、FAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期限 令和7年10月30日（木）午後5時まで (2) 質疑の送信先 大和高田市役所 教育総務課 FAX 0745-53-8033 (3) 回答方法及び期日 回答は、令和7年10月31日（金）午後5時までとし、FAXにより、本件入札参加資格を認めた者全てに行います。
9 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 令和7年11月5日（水）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 教育委員会事務局教育部 教育総務課 保健給食担当 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
10 入札書の記載	入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、運搬費・消費税等込みの金額で記入してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

12 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和7年11月6日（木）午後2時30分 (2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
14 落札者の決定	有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
15 契約保証金	免除します。
16 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

教育委員会

教育委員会告示第14号

大和高田市教育委員会10月定例委員会を次のとおり招集する。

令和7年10月17日

大和高田市教育委員会教育長 安川 禎亮

- 1 日時
令和7年10月23日（木）午後2時10分
- 2 場所
市役所5階 会議室8
- 3 議案
第1号 令和8年度組織改編に伴う条例の廃止について
第2号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第29号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和7年10月1日

大和高田市選挙管理委員会委員長 北本 政治

- 1 日時
令和7年10月8日（水） 午前9時00分
- 2 場所
大和高田市大字大中98番地4
大和高田市役所 4階 会議室4
- 3 議案
第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 在外選挙人名簿の登録について
第3号 大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター作成の公営に関する規程及び大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示について
第4号 大和高田市公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程について
第5号 その他

選挙管理委員会告示第30号

大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程及び大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年10月8日

大和高田市選挙管理委員会委員長 北本 政治

大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程及び大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示

（大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程の一部改正）

第1条 大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程（平成5年選挙管理委員会告示第47号）の一部を次のように改正する。

様式第5号及び様式第6号（その2）別紙中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

（大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程の一部改正）

第2条 大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程（平成30年選挙管理委員会告示第14号）の一部を次のように改正する。

様式第4号及び様式第5号中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程及び大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」

という。)以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

選挙管理委員会告示第31号

大和高田市公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年10月8日

大和高田市選挙管理委員会委員長 北本 政治

大和高田市公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

大和高田市公職選挙事務執行規程（昭和34年規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「

1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額	(イ) 車賃	陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について、 路程に応じた実費額	
	(ウ) 宿泊料(食事料2食分を含む。)	1夜につき	12,000円
	(エ) 弁当料	1食につき	1,000円
		1日につき	3,000円
	(オ) 茶菓料	1日につき	500円

」を

「

1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額	(イ) 船賃	水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額	
	(ウ) 航空賃	航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額	
	(エ) 車賃	陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について、 路程に応じた実費額	
	(オ) 宿泊料(食事料2食分を含む。)	1夜につき	23,000円
	(カ) 弁当料	1食につき	1,500円
		1日につき	4,500円
	(キ) 茶菓料	1日につき	1,000円

」に、

「

鉄道賃及び車賃	(ア) 及び (イ) に掲げる額	
宿泊料 (食事料を除く。)	1夜につき	10,000円
報酬	1日につき	10,000円
報酬	1日につき	15,000円

」を

「

鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃	(ア) から (エ) までに掲げる額	
宿泊料 (食事料を除く。)	1 夜につき	20,000 円
報酬	1 日につき	15,000 円
報酬	1 日につき	20,000 円

」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規程は、告示の日から施行する。
(経過措置)
- この規程による改正後の大和高田市公職選挙事務執行規程の規定は、この規程の施行の日以後その期日を公示又は告示される選挙について適用し、同日前までにその期日を公示又は告示された選挙については、なお従前の例による。

農業委員会

農業委員会告示第10号

大和高田市農業委員会11月定例委員会を次のとおり招集する。

令和7年10月28日

大和高田市農業委員会会長 弓場 一郎

- 日時
令和7年11月10日（月）午後3時
- 場所
大和高田市役所5階 会議室6
- 議案
 - 第1号 農地法第3条第1項の規定による申請について
 - 第2号 農地法第5条の規定による申請について
 - 第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 第4号 その他